

有料職業紹介における返戻金制度について

職業安定法第 32 条の 13 及び即第 24 条の 5 第 4 項の規定に基づき、返戻金制度について次のとおり明示します。

■返戻金制度

当社の紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合（専ら採用企業の責めに帰する場合以外）で退職した場合には、当社は採用企業に対して、領収済み紹介者手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）退職日より 30 日以内に返還するものとする。

- ① 1 ヶ月未満での退職の場合 80%
- ② 3 ヶ月未満での退職の場合 50%

但し、採用企業の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反、もしくは、採用決定者（求職者）に明示した労働条件内容と条件が相違し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、当社は採用企業に紹介手数料を返還しないこととする。

株式会社ワタナベ
iSTEP